

平成30年5月9日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定による監査を実施したので、同項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

平成30年7月17日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治
秋田県監査委員 高橋洋樹
秋田県監査委員 川村和夫

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成30年5月9日

2 請求人

(省略)

3 請求の要旨

(請求人から提出された住民監査請求書の原文に即して記載したが、見出し番号は変更し、誤字等と思われるものについてはできる限り修正した。事実証明からの引用で誤字等と思われるものについても、同様の取扱いとした。いずれも監査委員の判断には影響していない。)

(1) 本件請求に係る事実

ア 雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業

(ア) 平成24年10月3日秋田県農林水産部長通知「雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施要領」第3の4は、「農業所得の向上と雇用の創出を図るため、民間事業者と農業者が連携して農業の6次産業化に取り組む際の拠点施設整備事業に対し助成する」とし、別表IV第1「農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業」の「新規事業展開型」の標準事業費を4億円、補助率を2分の1以内（上限は2.5億円）と定めている。

(イ) 上記補助金を含む補正予算は平成24年9月県議会に提出され、同年10月3日に可決成立した。

イ 「にかほ陣屋」施設整備補助金2億1千万円（以下「本件補助金」という。）の支出の経緯

(ア) 秋田県由利地域振興局（以下「県地域振興局」という。）職員らは、同予算成立に先立つ平成24年8月10日、同年8月17日、同年8月29日の計3回にわたり、同補助金を活用する「農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業」の整備計画について、株式会社秋田物産センター関係者、丸大機工株式会社の総務部長らと事前協議等を行い、「平成24年度農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業実施計画（概要）」のとりまとめを行ってきた。（事実証明①～③）

株式会社秋田物産センターとは、平成24年7月24日に設立された会社である。

(イ) 株式会社秋田物産センターの事業実施計画承認申請書の提出

平成24年11月19日。株式会社秋田物産センター（代表取締役 齊藤勝也）は県地域振興局長に対し、「雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施要領第4の1の規定に基づき、事業実施計画の承認を申請します」と記載した事業実施計画承認申請書を提出した。同承認申請書に添付された「平成24年度農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業実施計画書」（以下「実施計画書」という。）の内容は（ア）の事前協議等によって成案を得たものである。（事実証明④）

(ウ) 株式会社秋田物産センターの補助金交付申請

平成24年12月4日。株式会社秋田物産センターは、県地域振興局長あてに「農林漁業ビジネス支援事業費補助金2億1千万円」（以下「本件補助金」という。）の交付を申請した。同申請書に添付された実施計画書は（イ）の実施計画書とほぼ同内容である。

同実施計画書（11頁）の「7 事業費の内訳」では、整備事業の中心施設であるレストラン棟など計5棟については、いずれも「鉄骨造」で、その「工事建設費」の小計は3億8,435万400円と記載されている。（事実証明⑤）

(エ) 秋田県の支出負担行為と補助金交付決定通知

同日、12月4日。本件補助金申請を受けた県地域振興局長は、同日に本件補助金に係る支出負担行為を決裁し、株式会社秋田物産センターに補助金等交付決定通知を送付した。（事実証明⑥）

(オ) 「にかほ陣屋」施設の工事完成検査

平成25年4月23日。地域振興局職員は、「（仮称）羽州浜街道にかほ陣屋新築工事の完成検査」を行い、「検査の結果、合格したものと認めます」と地域振興局長に復命した。（事実証明⑦）

(カ) 株式会社秋田物産センターの実績報告書の提出

平成25年5月9日。株式会社秋田物産センターは「平成24年度農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）を添付し、補助事業等実績報告書を同地域振興局長に

提出した。(事実証明⑨及び⑩)

a 実績報告書(11頁)「7 事業費の内訳」は、レストラン棟など計5棟は(イ)及び(ウ)と同様に「鉄骨造」と記載する一方、その「建設工事費」は3億7,833万円と記載している。

全5棟の建設費総額が、実施計画時の3億8,435万400円から3億7,833万円へと2パーセント減少している。しかし、バーベキューハウス棟と乳畜産物加工販売棟の建設費は大幅に増加し、この2棟の合計は計画時27,620,000円から建設実績45,590,059円へと1.65倍の増額になっている。

b また、①「正規雇用者」は、計画時の50人から28人に減少し(同報告書1頁)、②事業主体の株式会社秋田物産センター代表、役員が大きく変わり、③6次産業化に意義のある「農漁業者」出資者5名が全て別人になり、民間事業者出資割合が4倍に増えている(同報告書2頁)。

(キ) 本件支出

前記実績報告書を受けた地域振興局農林部長は、その4日後の平成25年5月13日に本件「補助金の額の確定」と「支出命令」を決裁し、翌5月14日に本件補助金2億1千万円が株式会社秋田物産センターに対して支出された。(事実証明⑪及び⑫)

ウ 株式会社秋田物産センターの虚偽の申請と虚偽の実績報告

(ア) 木造施設を鉄骨造で建設すると偽って申請し補助金交付決定を受ける。

a イの(イ)及び(ウ)で述べたように、株式会社秋田物産センターが提出した事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書の「実施計画書」は、「にかほ陣屋」全5棟は全て「鉄骨造」によって建設すると記載されている(同実施計画書11頁)。県はこの実施計画を承認し、本件補助金交付を決定した(イの(イ)及び(エ))。

また、工事完了後の平成25年5月9日に提出した実績報告書(イの(カ))も、全5棟は全て「鉄骨造」で建設したことが記載されている。

b しかし、平成25年4月23日の「(仮称)羽州浜街道にかほ陣屋新築工事の完成検査」で県職員は「検査の結果、合格したものと認めます」と復命した(イの(オ))が、実際には、次の事実を確認している。

(a) レストラン棟(本陣)、中央レストラン、海産物加工販売棟、乳畜産物加工販売棟、バーベキューハウス棟の5棟について検査を行い、乳畜産物加工販売棟及びバーベキューハウス棟は木造で建設されていること。(事実証明⑦)

(b) 秋田物産センターが、建築基準法第6条に基づいて、乳畜産物加工販売棟及びバーベキューハウス棟を「木造」として建築確認申請し、確認済証を得ていること。(事実証明⑧)

更には、登記簿にも同様に記載されている。(事実証明⑬)

c 以上の事実は、株式会社秋田物産センターが、上記承認申請及び補助金交付申請において、故意に、木造を鉄骨造と偽った書面を提出して本件補助金を得ようとしたものである。

(イ) 木造施設を建設して鉄骨造を建設したと偽って本件補助金を受け取る。

株式会社秋田物産センターは工事完了後も、イの(カ)で述べたように上記2棟を含めて全5棟を「鉄骨造」と記載した実績報告書を提出した。この間に、前記県職員の工事検査で前記2棟の木造が「発覚」していたにもかかわらずである。

工事完成検査の復命を受けた県は、実績報告書の虚偽を知っていたにもかかわらず、その4日後に「補助金の額の確定」をし、支出命令を行い、秋田県の公金を支出したことになる。

(ウ) 事業費(建設工事費)についての基本的な疑問

本件補助金申請時(イの(ウ))の実施計画書(11頁)の「7 事業費の内訳」にはレストラン棟など計5棟のそれぞれについて工事金額が記載されている。

一方、同工事を請け負った中田建設株式会社との工事請負契約書(事実証明⑭)には、請負代金額(消費税含む)が「金232,300,000円也」と記載され、全体の金額384,350,400円より152,050,400円少なく、また、全5棟のうちの1ないし4棟をどのように組み合わせても、この契約金額と一致しない。

前記工事請負契約書は秋田県生活と健康を守る会連合会が情報公開請求によってコピー交付を受けた文書の中の1つに過ぎ(同契約書には「その1・その2」の記載がある)ないから、別の契約書等が存在すると考えられる。しかし、中田建設株式会社が全5棟のうち特定の建物と別の建物の一部の建設を組み合わせる請け負うことはないものと思われるから、上記請負工事契約書と本件実施計画書の各棟工事金額の矛盾には疑問が生ずる。

(2) 関係県職員の過失と補助金返還請求を怠る行為

ア (1)のウの(ア)及び(イ)記載のとおり、関係県職員らは、株式会社秋田物産センターが、虚偽を記載した事業計画承認申請書及び補助金交付申請書を提出したにもかかわらず、本件補助金の交付決定を行い、株式会社秋田物産センターに「にかほ陣屋」施設の工事に着手させた。その上、その虚偽が明確に判明した

後になっても、それに目をつむり、なおも虚偽を記載した実績報告書を受領し、本件補助金を交付した。

これは、通常の公務ではおよそ考えることのできない重大すぎる過失である。

イ (1)のウの(ア)及び(イ)記載のとおり、株式会社秋田物産センターは、故意に、虚偽を記載した事業実施計画承認申請書、補助金交付申請書、実績報告書を秋田県に提出する不法行為によって、本件補助金の交付を受けた。

ウ 従って、知事は、関係県職員及び株式会社秋田物産センターに対し、損害の賠償等を求める責任と義務があるにもかかわらず、それを行っていない。

(3) 秋田県の損害

本件補助金額は2億1千万円であるから、秋田県は2億1千万円の損害を受けた。

(4) まとめ

よって、監査委員が本件を監査し、本件損害について、知事が株式会社秋田物産センターに対し本件損害の賠償の請求をすること、関係職員に対して賠償の請求をすること、その他必要な措置をとるよう、知事に対し勧告することを請求する。

4 事実証明

- (1) 事実証明① 復命書（雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業にかかる(株)秋田物産センター等との協議他（平成24年8月10日））
- (2) 事実証明② (株)秋田物産センターに係る物産施設整備工事前打合せについて（復命）（平成24年8月17日付け）
- (3) 事実証明③ (株)秋田物産センターに係る物産施設整備工事前打合せ（2回目）について（復命）（平成24年8月30日付け）
- (4) 事実証明④ 平成24年度雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業 事業実施計画承認申請書（平成24年11月19日付け）
- (5) 事実証明⑤ 補助金等交付申請書（平成24年12月4日付け）
- (6) 事実証明⑥ 支出負担行為伺（平成24年12月4日発議及び決議、支出負担行為番号24-00356501）
- (7) 事実証明⑦ 工事検査報告書（補助事業）（平成25年4月23日付け）
- (8) 事実証明⑧ 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証（確認番号 秋建確第12C1173号、確認年月日 平成24年12月26日）
- (9) 事実証明⑨ 補助事業等実績報告書（平成25年5月9日付け）ほか
- (10) 事実証明⑩ 請求書（平成25年5月13日付け）
- (11) 事実証明⑪ 平成24年度（繰越）農林漁業ビジネス支援事業費補助金の額の確定について（平成25年5月13日決裁及び施行、由農-605）
- (12) 事実証明⑫ 支出命令書（支出命令年月日 平成25年5月13日、支出命令番号25-00018035-01）
- (13) 事実証明⑬ 建物登記簿謄本整理表ほか
- (14) 事実証明⑭ 工事請負契約書（(仮称)羽州浜街道にかほ陣屋新築工事（その1・その2）。平成24年12月20日付け契約。）

5 請求の対象となる職員

秋田県農林水産部農業経済課の職員ら本件請求に係る職員（以下「県関係職員」という。）

6 請求の要件審査

本件請求事項については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 県関係職員について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか。
- (2) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとすれば、それにより秋田県は損害を被っているか。

2 監査対象課所

- (1) 秋田県農林水産部農業経済課
- (2) 秋田県由利地域振興局農林部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成30年5月29日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 提出された証拠

- ア 証拠1 事業計画の概要（平成24年8月30日付け復命書（事実証明③）に添付された事業実施計画（概要）の2頁から4頁まで）
- イ 証拠2 工事検査要請書（平成25年4月15日付け）

- ウ 証拠3の1 平成24年度(繰越)農林漁業ビジネス支援事業費補助金に係る完成確認検査について(復命)(平成25年4月23日付け)
- エ 証拠3の2 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証(確認番号 秋建確第12C1244号、確認年月日 平成25年1月30日)
- オ 証拠3の3 工事請負契約書((仮称)羽州浜街道にかほ陣屋新築工事(その3)。平成25年2月1日付け契約。)
- カ 証拠3の4 完成検査調書(平成25年4月23日作成。にかほ陣屋新築工事冷設工事)
- キ 証拠3の5 完成検査調書(平成25年4月23日作成。アイスクリームフリーザーの導入・設置)
- ク 証拠3の6 完成検査調書(平成25年4月23日作成。食品加工用機械器具の導入・設置)
- ケ 証拠3の7 完成検査調書(平成25年4月23日作成。POSレジ関連機械器具の導入・設置)

(2) 陳述の要旨

- ア 県は、農林漁業ビジネス支援事業費補助金の予算成立前において、のちに事業主体となった株式会社秋田物産センターと当該事業に係る事前協議を行った。
- イ この事前協議においては事業内容が検討されたが、補助金交付申請前の事業実施計画書(概要)では、本体工事費について、建築工事2億9,300万円(72パーセント)、電気機械設備工事1億1,500万円(28パーセント)であった。
- ウ 実際の工事においては、建築工事2億3,230万円(61パーセント)(事実証明⑭の「工事請負契約書(その1・その2)」)、電気機械設備工事1億4,603万円(39パーセント)(証拠3の3「工事請負契約書(その3)」)であった。
- エ 実施計画段階と実績を比較すると、建築工事と電気機械設備工事の比率が大きく変わっている。
- オ 乳畜産物加工販売棟及びバーベキューハウス棟は、鉄骨造ではなく、木造であり、県への提出書類に虚偽があったことは明らかである。何のために虚偽の届出をしたのが問題になるが、資金不足で金額を水増しする必要があり、契約金額で帳尻を合わせたとしか考えられない。
- カ なぜ県は、乳畜産物加工販売棟及びバーベキューハウス棟が木造であることを分かっているながら、補助金の額の確定を行い、支出命令に至ったのかについて考えると、当時の実力者が事業に密に関わっていたため、県職員は途中でストップをかけられなくなってしまったのだ。

4 補助事業者への資料要求

監査委員は、平成30年6月1日付けで補助事業者に対し、法第199条第8項の規定に基づき次の書類提出を求め、補助事業者はこれを提出した(平成30年6月8日付け提出。監査委員同月11日收受。)

- (1) にかほ陣屋新築工事に関する入札関係書類等の業者選定に係る書類並びに工事請負契約書に添付された工事請負契約約款、設計図書及び工事内訳書
- (2) にかほ陣屋新築工事に伴う設備機械器具等の整備(冷設工事、食品加工用機械器具など)に関する入札関係書類等の業者選定に係る書類及び契約関係書類

5 農業経済課及び由利地域振興局農林部の説明及び見解

- (1) 事業実施計画承認申請書(平成24年11月19日付け)の事業費内訳の根拠とした設計内訳書(以下「概算設計書」という。)には、バーベキューハウス棟と乳畜産物加工販売棟の内訳明細書に鉄骨工事の項目がないことから、そもそも木造として建設予定だったと推測される
したがって、事業実施計画書及び実績報告書に鉄骨造と記載されているのは、誤記入であったと思われる。
- (2) 建築物の構造の違いで補助事業上の取扱(補助対象施設、補助率等)が変わるものではなく、補助事業者が故意に構造を偽る理由はないことから、誤記入であったと判断するのが妥当であると思われる。
- (3) 遅くとも平成25年4月22日の工事完成検査時には、バーベキューハウス棟と乳畜産物加工販売棟の2棟については木造であることを確認しており、県としては実績報告書の誤記入について補正するよう指導すべきであったが、誤記入に気付かず実績報告書を受理したものである。
- (4) 県が誤記入に気付かなかった過失はあるものの、補助金交付額や交付事務に影響を与えるものではなく、重大な過失には当たらないと考える。県は損害を受けていないことから、損害賠償の責任と義務はない。
- (5) 請求人は、バーベキューハウス棟及び乳畜産物加工販売棟の工事費が計画段階と比較して1.65倍の増額となっていることに疑義を抱いているが、本事業が緊急雇用対策であるという事情により一刻も早い事業着手が求められたため、十分な検討期間がない中で事業実施計画書の作成が必要であったことから、建物ごとの概算として経費を積算した概算設計書を根拠として作成するとともに、補助金交付申請に当たっても当該事業実施計画書を拠り所としたものである。

実績報告書における各建物の工事費については、補助事業者の意見を十分に反映して作成された実施設計書の内訳金額、及び請負比率により算出したため、概算設計書をもとに作成された事業実施計画書及び実施設計書をもとに作成された実績報告書について建築工事費の内訳を比較した場合には、内訳金額は大きく乖離する

ものである。

- (6) 本補助事業において、知事の承認が必要な変更内容については、事業に要する経費の30パーセントを超える増減と事業実施主体の変更としており（農林政策課補助金交付要綱）、今回のケースはそのいずれにも該当しないことから、変更申請及び変更承認の手続は不要である。
- (7) 請求人が、建築工事費の全体額が工事請負契約額と一致しないと疑問を呈していることについては、請求人が事業実施計画及び補助金交付申請の段階で想定された金額を実績額であると錯誤したこと及び2つの工事請負契約のうち1つの契約書のみを見ていたことから生じた疑問であり、建築工事の実績額は、新築工事（その1・その2）の契約額232,300,000円と新築工事（その3）の契約額146,030,000円を合わせた378,330,000円である。

6 監査によって判明した事実関係等

- (1) 補助事業制度の概要は、次のとおりである。

ア 農林漁業ビジネス支援事業費補助金の補助対象経費については、雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施要領（制定：平成24年10月3日農林-1521農林水産部長通知、改正：平成24年11月8日農林-1681農林水産部長通知。以下「事業実施要領」という。）の別表第1に次の（ア）～（ウ）の記載がある。

（ア） 直売施設、加工施設、食材供給施設及びそれらの複合施設等、農業生産施設機械等（ハウス団地、体験・展示農園等）、その他特に必要と認める施設機械等

（イ） （ア）に係る実施設計費等

（ウ） なお、土地取得費、土地造成費、外構、看板、パソコン等の事務物品、消耗費など、生産・加工・販売事業の実施に直接関わりのない施設等は補助対象としない。

イ 補助金額については、事業実施要領において、消費税抜きの事業費総額に補助率を乗じた額以内（千円未満切り捨て）とされており、補助率は、当時の補助金交付要綱（秋田県農林水産部農林政策課関係補助金交付要綱。以下「補助金交付要綱」という。）の別表第1において、2分の1以内と定められている。また、事業実施要領の別表1においても、2分の1以内（ただし、補助金の上限は2.5億円）と定められている。

ウ 事業実施主体の変更及び事業に要する経費の30パーセントを超える増減については重要な変更とされ、事業実施計画の変更の承認を要することとされている（事業実施要領）。

エ 補助金等交付決定通知書（平成24年12月4日付け指令由農-3488）の交付条件において、次の（ア）～（ウ）の場合にはあらかじめ知事の承認を受けることとされている。

（ア） 補助事業等に要する経費の配分について、事業費総額の30パーセントを超えて増減変更するとき。

（イ） 事業実施主体を変更するとき。

（ウ） 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

なお、この場合において、知事の承認の申請は、交付条件等変更承認申請書又は補助事業等中止（廃止）承認申請書によるものと定められている（補助金交付要綱）。

- (2) 本件請求に係る補助金の交付決定から支払までの流れの概要は、次のとおりである。

ア 株式会社秋田物産センター（以下「物産センター」という。）の関係者らは、雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業の事業実施計画作成のため、平成24年8月10日、同月17日及び29日の計3回にわたり、秋田県（以下「県」という。）と事前協議を行った。

イ 物産センターは、平成24年11月19日付けで県に事業実施計画承認申請書を提出した。

ウ 物産センターは、平成24年12月4日付けで県に補助金等交付申請書（申請額210,000,000円）を提出した。

エ 県は、物産センターに対し、平成24年12月4日付け指令由農-3488で農林漁業ビジネス支援事業費補助金（事業種目：農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業、事業タイプ：新規事業展開型）の補助金交付決定（決定額210,000,000円）を行った。

オ 物産センターは、平成25年4月15日付けで県に工事検査要請書を提出した。

カ 県は、平成25年4月22日に完成確認検査を実施し、検査の結果、合格したものと認めた。

キ 物産センターは、平成25年5月9日付けで県に補助事業等実績報告書を提出し、県は同日、当該補助事業に係る経理検査を実施し、検査の結果、合格したものと認めた。

ク 県は、平成25年5月13日付け由農-605で補助金の額を確定し、平成25年5月24日に物産センターに対し当該補助金210,000,000円を支払った。

(3) 関係書類における乳畜産物加工販売棟及びバーベキューハウス棟の規格等の記載は、表1のとおりであった。

表1 関係書類における規格等の記載

	事業実施計画承認申請書	補助金交付申請書	完成確認検査調書	補助事業実績報告書	登記記録全部事項証明書
	(H24. 11. 19付け)	(H24. 12. 4付け)	(H25. 4. 23作成)	(H25. 5. 9付け)	
乳畜産物加工販売棟	鉄骨造	鉄骨造	木造	鉄骨造	木造
バーベキューハウス棟	鉄骨造	鉄骨造	木造	鉄骨造	木造

(4) 秋田県財務規則の関係規定(抜粋)は、次のとおりである。

(補助金等の返還)

第259条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関しすでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- 一 補助金等を他の目的に使用したとき。
- 二 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- 三 補助事業等の施行方法が不適正であるとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、この規則の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 略

第3 監査委員の判断

1 事業実施計画書及び実績報告書におけるバーベキューハウス棟及び乳畜産物加工販売棟の規格等を「鉄骨造」と記載したことについて

当該補助事業は、補助率を2分の1以内とするもので、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造など建物の規格によって補助率が変わるものではなく、補助事業者が虚偽の記載により不当に補助金を受け取ったものとは認められない。

なお、申請書の提出及び実績報告時において、書類の記載について補助事業者及び県が十分な確認を行っていないことは、極めて遺憾である。

2 関係書類間の不整合等について

(1) 食品加工用機械器具の導入・設置に係る支払金額について

経理検査報告書によると、当該補助事業における物産センターの収支状況の確認結果は表2のとおりであり、支出済額と支出予定額を含めた合計は40,740,000円であった。

注文請書及び実績報告書に記載された金額も同額であるが、実際に請負業者に支払われた金額は38,800,000円であった。

表2 経理検査における収支の確認状況

	県補助金	実施主体負担	借入金	計
収入済額	0	9,644,400	230,000,000	239,644,400
収入予定額	210,000,000	0	0	210,000,000
計	210,000,000	9,644,400	230,000,000	449,644,400

	支出済額	支出予定額	計
にかほ陣屋新築工事	0	378,330,000	378,330,000
冷設工事	0	19,500,000	19,500,000
食品加工用機械器具の導入・設置	6,500,000	34,240,000	40,740,000
アイスクリームフリーザーの導入・設置	3,074,400	0	3,074,400
POSレジ関連機械器具の導入・設置	0	8,000,000	8,000,000
計	9,574,400	440,070,000	449,644,400

(2) 工事請負代金の一部支払い遅延について

請負代金の支払について、契約書では平成25年5月31日現金一括支払とされており、また、県は経理検査において、補助金が収入されれば補助事業の資金調達が完了することを確認していた(表2)が、物産センターは請負代金のうち30,000,000円について平成25年5月24日の補助金の受領後2か月以上経過した同年8月9日に支払った事実があった(表3)。

表3 建築工事契約及び代金支払の状況

		にかほ陣屋新築工事 (その1・その2)	にかほ陣屋新築工事 (その3)	
契約の概要	契約締結年月日	平成24年12月20日	平成25年2月1日	
	契約内訳書年月日	平成24年12月20日	平成25年3月19日	
	工事内容	建築工事(レストラン棟、中央レストラン棟、乳畜産物加工販売棟、バーベキューハウス棟、海産物加工販売棟)	電気設備工事 機械設備工事	
	工期	着手	平成24年12月27日	平成25年2月1日
		完成	平成25年4月20日	平成25年4月20日
	契約金額(税込)(円)	232,300,000	146,030,000	
		合計 378,330,000		
請負代金の支払方法		平成25年5月31日 現金一括支払	平成25年5月31日 現金一括支払	
代金の支払状況	(支払年月日) 支払額	(平成25年5月31日)		
		348,330,000		
	合計(円)	(平成25年8月9日)		
		30,000,000		
		378,330,000		

(3) 新築工事(その1・その2)の工事請負契約について

当該契約書及び工事内訳書(契約書に添付された契約内訳書。以下同じ。)には、新築工事(その1・その2)の工事名が付いていながら、その1、その2の内容を示す資料がなかった。

(4) 実績報告書中の建築工事費の内訳金額について

工事請負契約の拠り所である工事内訳書の金額を基礎として算出した額ではなく、実施設計書の内訳金額と請負比率により算出した額が記載されていた。

(5) 新築工事(その3)の工事請負契約(平成25年2月1日締結)について

契約の拠り所である工事内訳書の日付は、契約締結日を1か月以上経過した平成25年3月19日であった(表3)。

上記の不整合等について、補助事業者に書類の提出を求めるなど調査を行ったが、疑問を完全に解消するには至らなかった。

しかしながら、補助金の額に変更を及ぼすような不整合等は認められなかった。

3 結論

以上のとおり、県関係職員による確認が十分ではなかったという過失はあったものの、補助金の額に影響したとまでは認められないことから、補助金返還請求権の不行使という財産の管理を怠る事実があるとは言えない。

よって、本件請求には理由がないものと判断する。

なお、本件事案においては、事務処理に不適切なものがあつたほか、県が主張する事実を裏付ける資料の提出が得られない等の対応があつたため、今後の事務処理に当たっては、次の事項に留意するよう厳に要求する。

- (1) 交付申請書及び実績報告書(いずれも添付書類を含む。)等の審査に当たっては、記載内容を十分に精査し、不備な点は補正させること。
- (2) 建築又は建設事業に係る補助金交付申請に当たっては、実施設計書等により積算内容(数量、単価、積算方法等)が適正であることを確認するとともに、設計内容に変更があつた場合には、その理由及び積算内容の妥当性を確認すること。
- (3) 補助事業完了後の経理検査に当たっては、特に今後支出予定とされているものについては、履行が確実であることを関係書類で確認するとともに、事後において実際に履行されたか確認すること。
- (4) 確認した事実等事務処理の内容については、記録として残し、組織として共有すること。